

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 工藤 勝博

- 1 日時
平成 26 年 7 月 3 日（木曜日）
午前 10 時開会、午前 11 時 50 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
工藤勝博委員長、高橋孝眞副委員長、佐々木大和委員、渡辺幸貫委員、喜多正敏委員、後藤完委員、小野共委員、高田一郎委員、清水恭一委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
田内担当書記、水野担当書記、佐々木併任書記、眞島併任書記、阿部併任書記
- 6 説明のため出席した者
小原農林水産部長、立花理事、浅沼副部長兼農林水産企画室長、工藤農政担当技監、伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、佐藤林務担当技監、大村水産担当技監、高橋競馬改革推進室長、五日市技術参事兼水産振興課総括課長、熊谷理事心得、黒田農林水産企画室特命参事、藤代農林水産企画室企画課長、瀧澤農林水産企画室管理課長、高橋団体指導課総括課長、高橋団体指導課指導検査課長、上田流通課総括課長、高橋農業振興課総括課長、千葉農業振興課担い手対策課長、前田農業普及技術課総括課長、伊藤農村建設課総括課長、下村農産園芸課総括課長、星野農産園芸課水田農業課長、小岩畜産課総括課長、千葉畜産課振興・衛生課長、菊池林業振興課総括課長、阿部森林整備課総括課長、漆原森林整備課整備課長、伊藤森林保全課総括課長、山口水産振興課漁業調整課長、佐々木漁港漁村課総括課長、千葉競馬改革推進室競馬改革推進監、多田競馬改革推進室特命参事
- 7 一般傍聴者
1 名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
 - ア 議案第 1 号 平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分に関し承認を求めることについて
 - イ 議案第 2 号 平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）

ウ 議案第18号 農地海岸保全施設災害復旧事業吉浜地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

エ 議案第19号 前浜地区林地荒廃防止施設災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

オ 議案第20号 崎浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) その他

ア 次回及び次々回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○**工藤勝博委員長** ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**浅沼副部長兼農林水産企画室長** 本年4月に専決処分を行いました平成26年度一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

お手元の議案（その1）の4ページをお開き願います。議案第1号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてであります。第1表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費462万7,000円増額したものでございます。補正内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、簡潔に御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の5ページをお開き願います。6款農林水産業費、2項畜産業費、4目家畜保健衛生費の豚流行性下痢まん延防止緊急対策費補助は、県内における豚流行性下痢、PEDの流行拡大防止と防疫体制の強化を図るため、感染ルートである養豚場等の出入り口での消毒を徹底しようとするものであり、事業実施主体であります岩手県養豚振興会が県内の全養豚場154カ所、屠畜場2カ所、化製場2カ所に支給いたします消毒薬の購入経費の全額を補助しようとするものであります。

以上で専決処分に係る説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**後藤完委員** 豚流行性下痢で、消毒についての概要はこのとおりですが、多分今の豚を屠殺した場合に、半年後にはもう出荷するものがなくなるという状況になると思うのですが、豚の経営者の方々に対しての支援というのはあるのでしょうか。

○千葉振興・衛生課長 ただいまの御質問でございますけれども、養豚経営者に対する支援があるかということですが、この病気は届出伝染病でございますので、国の補填とか支援ということはございません。しかしながら、国としましては、経営支援の策として日本政策金融公庫、畜産環境整備機構で、制度資金を用意しております。畜産経営環境調和推進資金、農林漁業セーフティネット資金等をオープンしておりますので、そちらを活用することとなります。

○高田一郎委員 改めて今回のPEDの発生状況がどうなっているのか。今回の件も蔓延防止緊急対策を行っていち早く対応していただいていると思いますが、これによってPEDの終息状況というのはどうなっているのか。終息しつつあるのか、岩手県内、あるいは全国的な状況も含めて、もしわかれば示していただきたいとまず思います。

○千葉振興・衛生課長 まず、県内の発生状況をお知らせします。

前回の常任委員会の際にもお知らせしましたのですが、県内では4月14日に県南の農場で1例目が発生して以来、最終6月15日までに17例が発生しております。発症頭数は3万7,617頭でありまして、8,170頭が死亡いたしました。流行は、4月14日から5月21日までがピークでございまして、約1カ月を経て6月15日に再発がありましたけれども、全国的に見ますと38道県、789農場で、発症頭数104万6,415頭、死亡は30万1,513頭となっております。ちなみに、これは6月26日時点の頭数でございまして、全国的なピークはほぼおさまったかに思いますけれども、先週の段階でまだ宮崎県や長野県でも新たな発生がありましたので、岩手県としてもまだおさまったものとは考えておらず、農場に対しては引き続き衛生対策、防疫対策をしっかりとお願いしております。

○高田一郎委員 岩手県内、全国含めてまだ終息の状況でないという状況ですが、これまで生産者団体からも侵入経路の把握や、あるいは原因究明を求める要請も行われています。恐らく県も国に対して原因究明の対策を求めてきたと思うのですが、侵入経路の把握や原因が、今現時点で解明されているのかどうか、この点についてもお伺いしたいと思います。

○千葉振興・衛生課長 ただいまの御質問ですが、17例のうち3例目と4例目はやはり豚の移動があったということで、それが関連して発生したのだろうと。それから、6例目、7例目につきましては、同じ経営者であったことが判明しておりますので、そういったところが影響しているとは思いますが、そもそもその農場にどこから入ったのか、そこまでは原因の究明には至っておりません。発生農場のうち7農場につきましてはその後の追跡調査をしておりまして、国の調査に協力しながら、そもそもどこから入ったのか、そこらの原因究明に努めているところでございます。現時点で申し上げられる情報はまだ得られていませんので、引き続き原因調査をしまして、わかり次第御報告したいと思います。

○小原農林水産部長 国への要望というお話でございましたけれども、本県独自に発生の原因と侵入経路を押さえるのは困難でありますことから、ことしの5月28日に知事名で農

林水産省に発生拡大要因等の解明と適切な情報提供ということを要望してございます。

○高田一郎委員 県独自で原因究明するのは、なかなか困難だというのはわかりますので、一層県と国が連携しながら原因究明に努めていってほしいと思います。

それで、今回のPEDの発生に伴って、養豚農家の経営も大変な影響を受けたと思います。先ほど後藤委員から融資にかかわる養豚農家への経営支援対策を求める御質問もあったわけですが、この間政府においても発生農家への所得補償対策を検討していきたい、あるいは異常発生時の獣医師受診の基準の明確化とかさまざまな対策も打ち出されているという報道もされております。農家への経営安定対策というのは非常に大事でありますし、早期発見して早期に情報を提供する対策も被害の防止、拡大を抑制する上でも大変重要な対策だと思うのですが、この点についてどうなっているのか、改めてお聞きしたいと思います。

○千葉振興・衛生課長 先ほどの件につきましてですけれども、PEDに対して総合的な防疫措置を講じるため、国は豚流行性防疫マニュアルを策定する検討会を開催しています。これにつきましては、国、都道府県、農家等の役割分担、発生予防や蔓延防止の具体的な手法、優良事例の紹介や消毒の具体的な方法について検討する組織になっています。これにつきましては、検討会に本県から参加しておりまして、9月をめどにマニュアルを策定する予定になっております。国の策定を受けまして、岩手県としてのマニュアルを作成したいと考えています。

また、国は今回の流行を踏まえて、マニュアルを策定する以外にも消費・安全対策交付金による防疫対策の支援や発生農家の経営安定支援を検討することとしておりますので、それを踏まえて対応したいと考えております。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することと決定いたしました。

次に、議案第2号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第2号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○浅沼副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の補正予算議案について御説明を申し上げ

げます。

議案（その1）の7ページをお開き願います。議案第2号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第2号）であります。当部関係の補正額は第1表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額10億1,575万3,000円を増額しようとするものであります。補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の20ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費の経営体育成支援事業費の被災農業者緊急支援事業費補助は、平成25年度の大雪被害を受けた農業者等の営業再開を支援するため、被災した農業施設、パイプハウス、畜舎、農業用倉庫などの再建、修繕及び撤去に要する経費について補助しようとするものであります。

次に、21ページにまいりまして、4項林業費、2目林業振興指導費の広葉樹林再生実証事業費補助は、放射性物質により安全なキノコ原木や薪炭用材の生産に影響が生じている広葉樹林の再生を推進するため、伐採や放射性物質の濃度測定調査などの実証的な取り組みに補助しようとするものであります。

以上で補正予算関係議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高田一郎委員** それでは、被災農業者緊急支援事業費補助金についてお伺いいたします。

今回の補正の農林水産部のあらかたの予算になっております。今回の被災農業者緊急支援事業費補助については、2月、3月の豪雪に伴う農業施設の再建などに対する費用だと思えます。撤去費用については定額補助でありますけれども、全額公費負担で対応すると言われました。私も4月の農林水産委員会の際に、国の単価を上回るような状況になっているのではないかとということで、少しでも被災農家の自己負担をなくして、営農をだめにしないような農家支援対策を求めてきたつもりでありますけれども、県からはそのときにまだ国の単価は示されないけれども、極力努力したいという趣旨の答弁でありました。その後単価も示されていると思えますが、助成の単価がどうなっているのか、あるいは自力再建に対する支援というのは、この対策で対応できるのかどうか、そのことを含めてまずお聞きしたいと思います。

○**高橋農業振興課総括課長** 自力復旧、撤去の部分でございますけれども、今回の事業要望を取りまとめて補正予算として計上しているところでございますが、その特認に当たるものにつきましては全県で3件ございます。いずれも飼料保管庫であるとか鶏舎という鉄骨づくりで対応できないものでございまして、それ以後に増額の要望は特にございませんでした。その3件につきましては、国の定める鉄筋コンクリートづくりなどによって撤去費用が増加する場合に該当いたしますので対応可能と考えられます。

なお、自力再建に対する支援でございますが、自力撤去費につきましては平米当たり110

円を補正するというので決定しておりまして、その分につきましては本予算で措置をさせていただきます。

○高田一郎委員 わかりました。今回の被災農業者緊急支援事業費補助は、撤去費用とともに農業施設の再建整備について支援するというので、農家の負担割合6分の1ということで考えております。要は、この被災農業者緊急支援事業費補助を活用して被災をした農家が全て再建されるのかどうかということが一番大事だと思うのです。国や県、市町村の支援がされ、比較的高い支援制度と思うのですが、しかしそれに乗って実際に再建しなければ支援しても意味がないわけですから、実際に被災した農家がどの程度あって、この支援制度に乗って再建できた農家がどれだけあったのか、断念した農家があったのかどうか、その点の具体的な数字を示していただきたい。

○高橋農業振興課総括課長 被災した経営体につきましては、全体の被害状況から見まして750経営体でございます。今回要望していた経営体数は、林業も含めまして530経営体でございます。残りの220経営体についてでございますが、これにつきましては共済金、自力によって復旧あるいは施設栽培をやめて露地栽培に転換するというのがほとんどでございます。ただし残念ながら営農を中止する小規模の農家が沿岸部に9経営体ございました。

○高田一郎委員 わかりました。

次に、広葉樹林再生実証事業費補助についてお伺いします。今の説明でよく事業内容がわかりませんでしたので、もう少し詳しく説明いただきたいと思っております。広葉樹林の再生のための伐採や放射性物質濃度測定というだけの説明でありましたが、具体的にどんな事業を展開しようとしているのか、その点についてお伺いします。

○阿部森林整備課総括課長 事業の具体的な内容でございます。放射性物質の影響を受けている広葉樹林において、森林が今汚染されておりますので、空間線量、土壌、樹木の放射性物質濃度を測定いたします。その後、その広葉樹林を伐採、集積をいたします。伐採後に切り株から萌芽が発生いたしますので、その萌芽の放射性物質濃度、それらの経年変化を調査いたしまして、安全性を実証していく事業でございます。

○高田一郎委員 これは、実際に対象となる面積はどの程度になるのかということと、事業実施主体が森林組合、市町村となっておりますけれども、これはどの程度の補助負担割合になっているのかという点についても数字を示していただきたい。

○阿部森林整備課総括課長 具体的な対象面積は把握してございませんが、例えば原木シイタケで出荷制限地域となっている13市町がございますが、そういったところが対象地域になるものと考えております。

あとは、補助についてでございますが、補助については実行経費の10分の10になっております。

○高田一郎委員 予算額が9,972万5,000円となっておりますので、積算根拠があると思っておりますけれども。

○阿部森林整備課総括課長 今回はいわゆる事業を希望する団体の事業を取りまとめま

して約80ヘクタールという希望量に見合う金額ということで9,900万円余りを要望させていただきます。

○高田一郎委員 わかりました。80ヘクタール。

○阿部森林整備課総括課長 はい。

○高田一郎委員 これは、出荷制限されている13市町を中心にして再生しなければならない全ての面積を対象にしてやるものかと思うのですが、10分の10負担ということですから、80ヘクタールということで単純に計算しますと、10アール当たり十数万円とかその程度の金額なのかと。かなり市町村や森林組合の負担がふえないのかという懸念もありますけれども、その辺はどのようになるのでしょうか。

これは放射能汚染に伴う広葉樹林の再生対策でありますから、当然この事業は損害賠償の対象になるのかと思いますが、対象にならないのでしょうか。

○阿部森林整備課総括課長 まず、市町村森林組合は先ほど申しましたとおり10分の10ということで、実証的な取り組みに対しての支援ということでございますので、実施主体の負担はございません。

それから、損害賠償の対象になるのかということですが、国庫が10分の10ということになっておりますので、賠償の対象にはならないということです。

○高田一郎委員 今ので、全てわかりました。

それで、シイタケ生産対策にかかわってちょっとお伺いしたいと思うのですが、東日本大震災津波からもう3年4カ月たとうとしておりますけれども、今回の予算措置はシイタケ生産の再生対策の一環でもあるのかと思うのです。

そこでお伺いしますけれども、現在出荷制限が解除されているのは盛岡市だけありますよね。私もこの間シイタケ生産農家をずっと回ってきたのですが、再開しようという人がなかなかいないのです。本当に深刻な状況であると感じました。この出荷制限解除がいろんなところでふえてくれば、少しは展望も出て、もう少し頑張ってみようかという気持ちが出てくるのですけれども、そういう状況にない中ですから、生産をもう一回頑張ろうという人たちがいない、出てこないのです。出荷制限解除を慎重にやる必要があるとは思いますが、同時に早く解除するというのも非常に大事だと思うのですが、その見通しについて、お伺いしたいと思います。

そして、今汚染されたシイタケほだ木の一時保管あるいはほだ場の除染をやっていると思うのですが、一時保管については再生産しようという人と、やめるという人も含めて支援をするのですけれども、ほだ場の除染については生産を再開しようという人たちだけが対象になるのです。したがって、現在ほだ場除染にかかわって除染を行っている事業体がどの程度あるのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

○菊池林業振興課総括課長 まず、解除の見通しでございますが、現在国のガイドライン等をいただいておりますので、それに基づきましてほだ木を取り除く、ほだ場の環境整備を行う、そして実際に検査をして十分低い値が出るということで解除に結びつきますので、

ことしの春と去年の秋とで検査をして、これならば十分低い値だろうと私どもで判断したもののについて、現在国に持ち込んで毎週のように協議を行っております。ただ、盛岡市の場合には解除にたどり着きましたが、こういった放射性物質影響の事案というのはチェルノブイリはありましたが、そもそも日本にはなかったということで、そういうことをすれば確実に解除できますよというルールが実はまだありません。今私どもは、これならば安全ではないでしょうかという提案をしながら、言ってみれば山登りをして頂上は見えているのだけれども、道がないので、道をつくりながら登っていく状態でございますが、生産者の皆様には一刻も早い解除ということを言われておりまして、当然そうだと思っております。なかなか安受け合いはできませんが、確実に前に進んでいると思っております、できるだけ早くいいお知らせを県民の皆様には差し上げたいと考えております。

もう一つの除染の関係で、ほだ場の環境整備、落葉等の除去のことかと思います。落葉等の除去は、市町村事業でございますけれども、市町村がほだ場を管理している、ほだ場を持っている生産者とやりとりをさせていただいて、生産再開に向けてほだ場の環境整備をしましょうという方々に手を挙げていただいております。現在進めておるところでございます、本年度中には全部終わる予定でございます。ただ、全体の面積からしますと、昨年度末で18%の進捗でございます、まだまだ進んでおりませんので、これについてもできるだけ早く全部のほだ場の環境整備が終わるようにしたいと考えております。

関係の生産者数ということでございますが、一部完了しておりますが、現在除染を予定しておりますのが、41ヘクタールで、大体240人程度の生産者がかかわっているものでございます。

○高田一郎委員 その落葉除去を行っている生産者は、実際に出荷制限が解除されるのをずっと待っているのですか。

○菊池林業振興課総括課長 現在13市町で出荷制限がかかっておりまして、そこにかかわる生産者の数はおよそ1,000人でございます。

○高田一郎委員 そうすると、出荷制限指示されている生産者1,000人のうち、この落葉除去を行っている生産者の割合というのは24～25%になるのですよね。大変な数字かと思えます。ただ、この数字に入っていない人の中にもやはりやりたいという人もいると思うのです。将来どうなるかわかりませんから。しかし今回の落葉等除去については、今年度限りの事業ですよね。今年度だけの支援だけでいいのかと思うのです。来年あるいは再来年というふうな生産者が中には出てくると思うのです。そのときにも問題なく再開できるような条件整備が必要になってくると思うので、そういう支援があってもいいかと思いますが、その辺についてお聞きして終わりたいと思います。

○菊池林業振興課総括課長 先ほど約1,000人で、そのうちの何割かということで申し上げましたが、現在放射性物質の出荷制限解除は、いわゆる個別解除という方式をとっております、全部がきれいになって全部が出せるようになったから解除ではなくて、ここの生産者はきちんとルールを守って安全なものを出していますから、ここの生産者は解除、

つまり道を切り開く方式でありまして、まず今回の二百何十名の方々にはその先頭に立っていただけたと思います。

なお、その後、私もやってみようという方々がどんどん出てくる、出てきていただきたいと思っております。その場合に、支援がどうなのかということでございまして、委員おっしゃいますとおり今年度までの事業でございますが、実際は原因者が東京電力でございます。今回我々が県の単独事業でやっておりますのは、本当は生産者が自分で行って、全額東京電力に請求して、東京電力がお金を払うというのが当然でございますが、産地再生を一刻もなしに遂げたいということで私どもがやっておりますので、基本的には将来的に見ますと東京電力が生産者の費用負担がふえないような方策をとるべきものと思っております。支援ということになりますとどういうことがとれるかはこれから考えなければなりません、基本的には当然原因者負担になるものと思っております。

あわせて、これは国のガイドラインに基づいて行っておりますが、ガイドラインは今年度林野庁で見直しの検討が始まりました。つまり何年後にどうなっているかという科学的な知見が誰もいない中で、こういうガイドラインでやりましょうと始めましたので、その後空間線量が下がり、実効線量が下がっていけば、ほだ場の環境整備のやり方が変わってくると思われれます。国がどのように考えるかもありますので、国の指導の変化にも対応しながら、その時点その時点で国の補助事業等を活用してどういった支援ができるかは考えていきたいと思っております。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号農地海岸保全施設災害復旧事業吉浜地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤農村建設課総括課長 農地海岸保全施設災害復旧事業吉浜地区工事の変更請負契約議案について御説明を申し上げます。

議案は(その2)の72ページにあります。お手元にお配りしております説明資料で御説明申し上げます。資料をごらんいただきたいと存じます。

議案第 18 号農地海岸保全施設災害復旧事業吉浜地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてですが、農地海岸保全施設災害復旧事業吉浜地区堤防工事の請負契約に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事名は、平成 25 年度農地海岸保全施設災害復旧事業吉浜地区第 2 号工事。工事場所は、大船渡市三陸町吉浜地内。請負者は、株式会社明和土木。変更内容は契約金額が、変更前が 4 億 5,285 万 8,040 円、変更後が 5 億 4,727 万 8,120 円であります。変更理由につきましては、次ページで御説明いたします。本工事は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波により被災した農地海岸保全施設の維持、離岸堤を復旧するもので、平成 25 年 9 月に請負契約を締結しているものであります。

資料の 2 ページをお開き願います。工事の概要につきまして、工事名、工事場所は先ほど御説明したとおりでございます。3 の工事内容ですが、離岸堤 161.2 メートルを復旧するものであり、この延長については変更ございません。なお、離岸堤とは海岸線の前面に消波ブロックを設置するものであり、波の力を減殺し、波浪による海岸の侵食を防ぐとともに、砂の堆積を促す効果があります。中段の左側に掲載しました被災前の状況写真にありますこの 1 号離岸堤、2 号離岸堤、これが本工事で復旧するものであります。4 の契約金額につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。5 の工事期間ですが、平成 27 年 10 月 30 日までとしておりまして、変更はございません。6 の変更理由ですが、一つ目は離岸堤の基礎部分となります捨て石工の数量につきまして、工事に先立って行いました海底の詳細測量、この結果に基づき、4,836 立方メートルから 7,946 立方メートルに数量を変更するものでございます。二つ目は、捨て石工の単価につきまして、当初発注時点では大船渡管内から調達することとしておりましたけれども、現在管内では本工事で使用する石材の調達が困難となっておりますことから、調達先を変更することとし、これに伴い石材の単価を変更するものでございます。

資料の 3 ページをお開き願いたいと思います。資料の右上には、工事場所になります吉浜海岸の位置図を示してございます。また、左側、堤防平面図に本工事で施工する離岸堤 2 基を赤書きで示してございます。なお、図中の黒い濃い実線が防潮堤になります。資料の下側には、吉浜地区の被災前後の航空写真を載せております。写真の赤い丸囲みが離岸堤の場所となります。

資料の 4 ページをお開き願いたいと存じます。離岸堤の標準断面図を示してございます。海底に消波ブロックを設置します土台となります基礎捨て石工、赤い部分であります、これを施して、その上に消波ブロックを積んでいくものでございます。なお、この復旧工事は原形復旧となりますので、天端高 T.P. プラス 2.00、天端幅 6.25 メートル、堤防のり勾配 1 対 1.3、これは被災前の離岸堤と同様となっております。

以上、農地海岸保全施設災害復旧事業吉浜地区堤防工事の変更請負契約を締結しようと

するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 19 号前浜地区林地荒廃防止施設災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**伊藤森林保全課総括課長** 前浜地区林地荒廃防止施設災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案につきましては、議案（その 2）の 73 ページに記載されてございますが、お手元に配付してございます資料で説明させていただきます。

1 ページをごらんください。議案第 19 号前浜地区林地荒廃防止施設災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。趣旨でございますが、前浜地区林地荒廃防止施設災害復旧工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、前浜地区林地荒廃防止施設災害復旧（その 4）工事で、工事場所は九戸郡野田村大字野田前浜地内でございます。契約金額は 23 億 3,820 万円。請負者は、飛島建設株式会社・山口建設株式会社特定共同企業体でございます。

2 ページ目をお開き願います。入札結果説明書を添付してございます。入札方式は、施工体制確認型総合評価落札方式一般競争入札でございます。工事概要につきましては、後ほど説明させていただきます。予定価格は、税抜きで 22 億 2,478 万 6,000 円。入札公告日が平成 26 年 4 月 1 日、入札が 6 月 2 日、落札決定が 6 月 6 日でございます。入札参加資格は記載のとおりでございます。入札参加申請者数が 3 者、入札参加者数が 3 者であり、落札者は飛島建設株式会社・山口建設株式会社特定共同企業体であり、落札額が税抜きで 21 億 6,500 万円、落札率が 97.31%でございます。

3 ページ目をお開きください。入札調書でございます。今回の入札は、施工体制確認型総合評価落札方式で実施したもので、この入札方式は入札金額だけでなく、入札参加者の

要件及び受注者が作成する人員配置、機械の配置、資材調達方法等の施工体制の状況、技術提案の内容等の評価を勘案し、落札者を決定する方法でございます。

4 ページ目をお開きください。工事の概要についてでございます。主な工事内容は、防潮堤、延長 1,339 メートルで、工事の内訳は土工が 17 万 8,887 立方メートル、防潮堤工が 1 万 1,306.8 立方メートル、防潮堤被覆工が 1,338.6 メートル、根固め工が 886 個などとなっております。契約内容は、消費税込みでございますが、設計額 24 億 276 万 8,880 円に對しまして、契約額が 23 億 3,820 万円で、請負率が 0.9731、予定工期は平成 28 年 3 月 15 日まででございます。

5 ページ目をお開きいただきます。平面図でございます。復旧延長は 1,339 メートル、天端高は T. P. プラス 14 メートルとなっております。工事区間は、平面図の左側の新設区間の延長 829 メートルと、平面図の右側のかさ上げ区間の延長の 510 メートルの 2 区間に分かれております。詳細については、後ほど説明いたします。平面図の下の写真は、左から被災前、被災直後、そして現在の施工状況について写真を載せてございます。

6 ページ目をお開きください。まず、上の縦断図でございます。左側の新設区間の延長 829 メートルは、既設の防潮堤がほぼ全壊した箇所でございます。このうち延長 659 メートルにつきましては、平成 23 年度から平成 25 年度までに一部施工している部分、緑色で着色している部分であります。今回の工事で赤で着色している部分がありますが、天端高 14 メートルまで最終的な仕上げをするものでございます。また、中央付近の延長 170 メートルの区間は、下から上まで赤で着色している部分でございますが、今回の工事で基礎部から天端までを施工するものでございます。右側のかさ上げ区間の延長 510 メートルは、濃い緑色で着色してございますが、防潮堤が被災したものの、ほぼ原形をとどめていることから、今回の工事で赤で着色している部分でございますが、天端部分をさらに 14 メートルまで上げる区間となるものでございます。下に A から C まで断面図を示しておりますが、防潮堤の背後に勾配 2 割で盛り土をし、その上をコンクリートで被覆するものでございます。今回の工事をもって前浜地区の防潮堤の復旧は全て終わる予定となっております。

以上で議案について説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 20 号 崎浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木漁港漁村課総括課長 続きまして、崎浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。

議案書は、議案(その 2)の 74 ページとなりますけれども、お手元に配付しております。説明資料によりまして御説明いたします。議案第 20 号 崎浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。崎浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負に関し、その契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事名は、崎浜漁港海岸災害復旧(23 災県第 568 号防潮堤その 2)工事。工事場所は、大船渡市三陸町越喜来地内。契約金額は 5 億 8,428 万円。請負者は、株式会社小田島組。住所は、北上市和賀町堅川目 1 地割 33 番地 137 であります。本工事は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波により被災した漁港海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤を復旧するものであります。

2 ページ目をお開き願います。入札結果の説明でございますが、本工事は総合評価落札方式条件付一般競争入札の方式により行われたものであります。入札の経緯でございますが、入札公告日は平成 26 年 4 月 25 日、入札は 6 月 3 日、落札決定は 6 月 9 日となっております。入札参加資格の個別要件は、土木工事特 A 級または A 級としております。入札参加申請者は 3 者で、入札参加者も 3 者となっております。入札の結果、株式会社小田島組が 5 億 4,100 万円で落札したもので、予定価格に対する落札額の割合は 99.90%となっております。

3 ページは、入札調書であります。3 者が入札したものであります。

4 ページをお開き願います。工事の概要について御説明いたします。工事の場所は、大船渡市三陸町の崎浜漁港でございます。工事内容につきましては、写真平面図をごらん願います。左側の写真は 1 工区の現況写真で、防潮堤自体は大きく損壊してはおりませんが、全区間において沈下被害を受けております。右側の写真は 2 工区の現況写真で、防潮堤が高くなることによりますすりつけのため、新たに防潮堤の整備を行う区間であります。平面図に施工区間を赤書きしており、1 工区、2 工区合わせて延長 237.4 メートルの防潮堤を復旧する工事となっております。

説明資料 5 ページ目をお開き願います。崎浜漁港海岸の平面図に今回の施工箇所的位置を示したものと、被災前後の航空写真に施工箇所を丸印で示したものを載せております。既に工事着手している防潮堤その 1 工事に引き続き、防潮堤その 2 工事を施工するもので

あります。平面図の青色は、今後発注する防潮堤であることをお示ししております。

次に、6 ページ目には防潮堤の標準断面図を記載しております。防潮堤の構造は、1 工区、2 工区とも直立型の場所打ち鉄筋コンクリートの防潮堤でありまして、1 工区は地質調査の結果、地盤が悪く、くい基礎が必要となっているものでございます。2 工区は、1 工区に比べ高い位置の地盤に設置するため、構造物自体の大きさが小さくなっておりまして、地盤を守るため、くい基礎がなくても安定する構造となっております。計画天端高は、標高 11.5 メートルであります。また、既設の防潮堤の天端高は標高 7.9 メートルでございます。

以上、崎浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から主要農作物の生育状況と技術対策について発言を求められておりますので、これを許します。

○下村農産園芸課総括課長 それでは、本年の主要農作物の生育状況と技術対策について、お手元に資料を配付してございますので、それをごらんいただきたいと思います。

まず初めに、これまでの気象経過でございますが、資料の図にありますとおり、本年は4月中旬まではやや低目の気温で経過してございましたが、その後5月、6月にかけて高目に気温が推移してございます。降水量につきましては、平年の半分以下と大変少な目になってございまして、梅雨入りが6月の6日ごろと平年より8日早かったところでございますが、全体の降水量としては少な目となっております。

次に、6月25日に発表されました今後の3カ月予報——7月から9月まででございますが——気温は今後ほぼ平年並み、降水量は平年からやや多いという見込みとなっております。

続きまして、主要農作物の生育状況と技術対策についてでございますが、まず水稻でございます。6月25日現在の生育でございますが、草丈、莖数、葉数とも平年を上回ってお

りまして、生育は順調でございます。

当面の技術対策といたしましては、莖数が確保できた圃場については中干しをすること、また今後低温が予想される場合には速やかに深水管理をすること、さらにいもち病の発生しやすい気象条件になりますので、発病を確認後、直ちに防除を行うこと等としてございます。

2ページをお開き願います。畑作目の麦、大豆でございます。まず、小麦でございますが、当初生育はおくれておりましたけれども、5月中旬から高温でございまして登熟が進みまして、収穫は平年より5日ほど早く6月23日から始まっております。収量は平年並みを見込んでございます。大豆につきましても、出芽ぞろいも良好で、その後の生育もおおむね順調となっております。当面の技術対策とすれば、間もなく収穫が終わります小麦につきましても適正な乾燥、調製を行うこと、また大豆については中耕、培土、除草等を行っていただくということとしております。

それから、野菜につきまして、トマト、キュウリ等の果菜類につきましても、おおむね順調な生育となっております。また、レタス、キャベツなどの葉菜類につきましても、5月に少雨ということもございまして生育がおくれておりましたが、梅雨入り以降、降雨がございまして、生育は回復してきております。出荷につきましても、6月下旬から全般に本格化したところでございます。当面の技術対策としまして、今後整枝あるいは追肥による適正な草勢管理に努めることとともに、発生予察情報等を活用した病虫害防除に努めることとしております。

リンゴにつきましても、3日ほど早く開花いたしまして、結実もおおむね良好となっております。果実の肥大につきましても、平年比110%と大変良好でございます。今後仕上げ摘果を徹底いたしまして、さらに果実肥大の促進に努めること等の技術対策を行うこととしております。

最後に花でございしますが、リンドウの生育はやや前進してございまして、極早生品種のいわて夢あおいにつきましても、7月に入りまして出荷が本格化してまいります。それから、小菊につきましても定植後、乾燥がございまして、やや枝の伸びがおくれておりましたけれども、全体とすれば現時点ではおおむね生育が順調となっております。

今後の当面の技術対策といたしましては、発生予察等を活用した適期の防除、あるいはかん水、排水等による適正な土壌水分の維持ということに努めようとしておりまして、これらにつきましても技術情報の発信、現地講習会等で、さらに管理の徹底を呼びかけてまいりたいと考えております。

○**工藤勝博委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**喜多正敏委員** 最近、農業協同組合、全国農業協同組合中央会、農業委員会、農業会議等、農業系統の改革が政府でいろいろ検討されているわけですが、岩手県に、こうした改革について何か意見の照会のようなものがあつたかどうかお伺いしたいと思います。また、それについて何か所感があればお伺いしたいと思います。

○藤代企画課長 今回の農業改革に関連して、関係機関からの意見照会ということでございますけれども、特に県にそういった照会についてはないと承知してございます。

また、今回のこの農業改革についての考えだったかと思いますが、一般質問で知事から、及川幸子議員に対して御答弁させていただきましたとおり、農業改革については農業者の方が特にやる気と希望を持って農業経営をやっていただくような視点に立って、所得向上につながるような改革が必要だと知事も申し上げておるところでございます、そういった観点で今回の農業改革については、いわば全国農業協同組合中央会制度が新たな制度への移行ですとか、全国農業協同組合連合会の株式会社転換という形で、こういったところがどういうふうに農業者の所得向上につながっていくかというところをさらに見きわめる必要がある。これから法案整備等が行われるとされていますので、そういったところを引き続き注視していく必要があるだろうと考えているところでございます。

○喜多正敏委員 知事の答弁は、そのとおりでと思うのですが、逆に農業協同組合、農業委員会、農業会議、そうしたところの農業者団体についてはどういう意向を持っているか、県では何か感触を持っているとか、あるいは向こうから県に対する具申と申しますか、そういったような農業者団体との情報交換、要望があったのかどうか。

○高橋農業振興課総括課長 農業会議からお話ございましたので、その件についてお話しさせていただきます。

規制改革会議で議論されているさなかでございますけれども、これまで農業委員会、農業会議等が担ってきた役割というものを十分踏まえて議論されるべきだということでお話をいただいております。

○喜多正敏委員 全国農業新聞等を見ますと、農業委員会等では委員が、人数も減っていて、これから後継者の減など、疑問を呈している意見が掲載されているようですが、県としても農業者、農業団体とよく意見交換をしながら、そういうふうなことについてはぜひ議員に意見をお知らせしてほしいと思っております。

それから、飼料米の作付が行われているわけでありましてけれども、現時点で主食用米を飼料米とするような農家、あるいは飼料専用種として作付をしている面積、農家、想定される収量、こういったものについては把握されておられるのでしょうか。把握されているとすれば、その実情についてお伺いしたいと思います。

○星野水田農業課長 飼料用米の関係でございますけれども、飼料用米につきましては、県で設定しました品種の面積は1,300ヘクタールでございます。それで、どのくらいの面積がかけられるかというのは地域協議会でまとめてございまして、水稻作付面積自体は、種苗センターで出ている種から推計しますと、平成25年度とはそんなに変わってございせんが、食用米の生産目標面積が2,000ヘクタール減ってございますので、その2,000ヘクタールが飼料用米なのか、備蓄米なのか、加工用米なのか詳しい状況については、つかんでおりません。

○喜多正敏委員 まだわからないということなわけですね。

それから、飼料用米をつくっていく場合に、窒素をもっと使うことによって反収が上がるといったようなことも言われているわけですが、一方最近の集中豪雨とか津波とか、水田がかなりダメージを受けているわけですが、そうした観点から、本県の土壌診断の実施状況はどうなっているのかお伺いします。

○前田農業普及技術課総括課長 土壌診断の状況については、適時農業改良普及センターが必要な圃場、農家の依頼等も受けながら進めているところでございます。特に沿岸地域の被災水田については、客土等で土の状況がかなり変わっておりますので、ここは細やかに診断をしているところでございますし、水害等を受けた水田について、圃場についても農家、農業協同組合等と相談しながら必要な土壌診断を進めていると認識しております。

○喜多正敏委員 かつて私も質問したことがあるのですが、青森県では簡易土壌診断キットを全農家に渡して土づくりから始めるのだということ動いていたわけですが、本県においても土壌診断の設備を導入して進めていると聞いていたわけですが、そうした実態、どのくらいの面積が土壌診断がなされているかどうかということは今資料をお持ちではないか。

○前田農業普及技術課総括課長 農業研究センターで開発した簡易土壌診断の機器については、当初各地域に集落で多くの方も使用できるような形でということで配付した経緯がございますが、診断できる項目がかなり限られているということもあって、今のところ入った当初に比べれば簡易分析が使用されている面積、使用頻度は少なくなっていると捉えております。

○喜多正敏委員 いずれせつかく導入したものですから、土壌診断を計画的に前には進めていくのだという答弁があったわけでありまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、あと2点お伺ひします。雫石町で岩手県農業公社が取り組んでいる南畑地区事業ですけれども、前の答弁では平成26年度に小区画販売について早々にも着手をするという答弁があったわけでありまして、県では南畑地区事業について、進捗状況については把握されているのでしょうか。

○高橋農業振興課総括課長 南畑地区事業の進捗ということでございますが、地元の町長、地元住民、県、地元のNPO法人で構成されます南畑地区協議会がありまして、先月、総会を行って、前年度の取り組みと実績と本年度の取り組みについて取り決めたところでございます。そして、この小区画販売につきましては、本年2月10日から開始いたしまして、新たな購入者につきましては東京、首都圏からこちらに来て、既に盛岡近郊に住んでいるようございますが、農地つき住宅を欲しいということで数回見えられまして、まだ契約は結んでございませんが、入りたいというかなり強い意向をお持ちだということでございます。

○喜多正敏委員 地方自治法第243条に基づき議会に提出された法人の経営状況説明書によれば、岩手県農業公社は慢性的な資金不足で短期借入金の借りかえでますます窮しているという状況でありまして、南畑事業用地は6億7,600万円ほど流動資産があるわけであ

りますので、一刻も早く事業を完成させるようによろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つは木材利用について、木材利用ポイント制度があつて、これが平成26年9月まで延長されたということで、これ大変いい制度だと思つているのでありますけれども、これについての本県での利用実績等は把握されているのでしょうか。

それから、これについて寄附を受ける団体として各県では緑化推進委員会等が寄附を受ける団体になっているわけでありましてけれども、この木材利用ポイント制度の寄附を受ける団体に岩手県はなつているわけでありましてけれども、本県の緑化推進委員会は掲載されておらなかつたのですが、こうしたことについてのPRとか寄附をする人、受ける団体、どういった事業になつているのかお伺ひしたいと思います。

○菊池林業振興課総括課長 木材利用ポイント制度の県での状況ということでございまして、岩手県では6月末現在でございまして、件数679件、発行ポイントが1億9,752万ポイント、1億9,752万円分のポイントが発券されたということでございまして。

あと寄附関係でございまして、PRの関係でございまして、制度ができました段階で木材産業協同組合ですとか、建築関係のいろいろな団体等ございまして、そこの総会でもつてパンフレットを配つたりして周知を図つたところでございまして。

○喜多正敏委員 緑化推進委員会が寄附団体に入つていないという何か理由はあるのでしょうか。

○菊池林業振興課総括課長 いずれ関連団体は、みんな寄附を受ける団体に名を連ねていると思ひます。

○喜多正敏委員 これで最後になります。岩手県では、原木シイタケが有名なわけでありましてけれども、一方菌床シイタケも生産されているということであります。それで、菌床シイタケでは培土が出るわけですが、その培土はある意味でシイタケを育てるということで、極めて栄養価の高いものが使われているのですが、中身についてはメーカーが公表していないということでわからないですけれども、菌床シイタケから出る培土が実際に年間どの程度出るのか、それはどう利用されているのか、これについてお伺ひいたします。

○菊池林業振興課総括課長 菌床シイタケの培土は、菌床シイタケの生産量から把握しまして、長く使つて半年、大体3～4カ月で廃菌床になりますが、全体として廃菌床が年間約5,800トン出ます。その後の処理でございまして、ほとんどが堆肥化して土壤改良に利用すると、そういう状況になつてございまして。

○喜多正敏委員 循環型サイクルあるいは有機農法とか、いろいろな方法で活用していただきたいと思ひます。

○高田一郎委員 水産業の復興のかかわりについてお聞きしたいと思います。

先日沿岸の被災地の広域振興局や自治体を回つてきました。漁船や養殖施設などは、水産施設の施設整備については9分の8の補助とか、さまざまな支援制度を使つてかなり回復していると感じてきました。しかし、魚価の低迷とか養殖のための価格の下落とか人手不足とか大変な課題を新たに抱えているのだという思ひで調査をしてきました。それで、

実は田老町漁業協同組合に行ってきたときに、水産施設の施設整備等含めて76億円の事業費で事業運営してきたけれども、ことしから本格的に借金の返済が始まると。9分の8補助でも、11億9,000万円を返済をしなければならないという、恐らくどこの漁業協同組合でも同じ悩みを抱えているのかと思いました。施設整備が復旧しても新たな課題に直面していると思うのですが、県として今後の水産業の復興及び漁業協同組合の経営の安定、水産業の本格的な復旧に向けて、こういった視点で力を入れて取り組んでいかなければならないのかということをお聞きしたいと思います。

○**五日市技術参事兼水産振興課総括課長** 確かに本年度から各漁業協同組合で償還する金額は、全部を足しますと大体20億円弱ぐらいになると思います。全部の合計です。その償還のために、これから各漁業協同組合では資金繰りとかいろいろ大変になるという部分がございます。とはいっても、漁業協同組合も収入を確保するということが一番大事になると思いますので、一番の収入とすれば定置網の漁業、その次に生産を上げて販売していく事業によって収入は上げられているわけがございます。したがって、これからも生産を安定的に拡大していくような対応を漁業協同組合、漁業者の皆さんと一緒に進めていくのが一番大事になってくるのかと思っております。

○**高田一郎委員** わかりました。そのとおりでと思います。

何点かお聞きしたいのですけれども、中にはアワビの密漁対策で、独自に力を入れて取り組んでいる漁業協同組合があるようであります。私がお邪魔したところでは、漁業協同組合独自で3人雇用して年間1,000万円近い人件費を使って密漁対策を行っているようであります。こういったところへの財政的支援というのはどうなのかと思うのですが、震災を受けて大変な負債を抱えて経営していかなければならないという状況の中でのアワビの密漁対策に対する支援が、県としてあってもいいのかと思うのですが、その辺の考え方を伺いたしたいと思います。

○**五日市技術参事兼水産振興課総括課長** 確かにアワビの密漁取り締まりに対しては、各漁業協同組合とともに監視船を使って夜間の監視を行うとか、浜に監視の施設をつくって、夜、サーチライトで浜を照らしながら監視をするとか、実際取り組んでおられます。これまでは、それらの経費は全て漁業協同組合の指導事業の一環として経費を出していたところがございます。委員のおっしゃることは、非常によくわかる場所ではございますが、かといってそれらにまで県から助成をするというところまではなかなかいかないのではないかと思います。ただ、この監視ということだけではなくて、先ごろ栽培漁業協会から、150万個のアワビの種苗を放流するという事で初出荷がなされました。これらのアワビの種苗放流経費につきましては、国からの助成を受けて、今までもことしも全て各漁業協同組合の経費なしに無償で放流される部分もでございます。栽培漁業の全体を通せば、漁業協同組合に対するそれなりの支援というものが国、県の経費の中から出しておりますので、それら全体の中で支援をさせていただいていると御理解をいただきたいと思っております。

○**高田一郎委員** 東日本大震災津波という大変な被害を受けて、漁業協同組合も甚大な被

害を受けた中で大きな負債を抱えての経営ですから、県からこれに対する人件費補助があってもいいのかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それで、先ほど五日市技術参事兼総括課長から、漁業協同組合の経営の安定のためには収入確保が必要なのだと、まさにそのとおりだと思います。宮古市に行ったときに、宮古市全体の状況を聞いてきたのですが、養殖漁業者が25%も減少していると。そして、県からいただいた資料を見ますと組合員も震災前と比べると1,641人も減っているのです。いかに漁業の経営体といいますか、担い手対策をしっかりと確保して、そして養殖業者であればどうやって規模拡大をして漁獲量を高めるか、こういうことが非常に大事になってくると思うのです。そういう意味では、漁業に対する新規就業者支援——私は農業をやっているのですが——農業、林業と比べても少し足りないと思うのです。この辺の養殖業の規模拡大や担い手対策に対してもしっかりと検討いただきたいと思いますが、改めて県の対応をお聞きしたいと思います。

○山口漁業調整課長 漁業への新規就業対策につきましては、確かに漁業の技術を教えるような専門学校等はございませんので、実際に個々の漁業協同組合単位で、例えば養殖であれば漁場を組合に配分するという仕組みがございますので、基本的に漁業協同組合単位でそういう仕組みをつくっていただくと考えております。現在県では、地域再生計画というものを各漁業協同組合につくっていただいて、その中で新規就業者を確保する仕組みを、今水産業普及指導員等が回りまして、漁業協同組合の関係者とともに考えていってつくっていかうとしております。

また、外部からの新規就業者の確保につきましては、平成21年度から県内で漁業就業者フェアをやっております。事業主体が全国漁業就業者確保育成センターや岩手県漁業協同組合連合会など、年によっては変わっておりますけれども、そういうのを活用しまして、県も実際には事務局に入り、取り組みを支援して新規就業者の確保に努めております。

○高田一郎委員 今答弁にありました地域再生計画推進事業の中で、県としての新規就業者対策の支援策を検討していくということで理解してよろしいですか。

きのうの一般質問の質疑で、第1次産業の担い手対策ということで、新規に就農した方々が、農業は200人、林業は80人ですけれども、漁業は30人。新規就業者になっても、その後どれだけ継続するかという点についても、やっぱり農業よりも漁業が数値が少ないという形なのです。さっきもお話しされたように、例えば農業で言えば青年就業支援制度ということで、研修も含めて大抵7年間の支援があるのですが、漁業の場合は本当に市町村任せ、あるいは国の事業を若干活用した支援にとどまっているのではないかと思うのです。進んでいる例えば宮古市では月10万円、2年間という支援もあるようですが、漁業協同組合にお話を聞きますと年間120万、さらに水揚げ量、自分で頑張った分が収入になるのだけれども、養殖ワカメについている例えば青年就業者を見ると、たった60万円だと。合わせて180万円ではせっかく新規就業者になっても、3年後に120万がなくなってしまうととてもやっていけないと。新たな拡充策というのは当然必要になってくる

という要望も受けました。今後検討される地域再生計画の中で青年の就業者に対する支援策をしっかりと位置づけて、さらに拡充を求めて、その実現を求めたいと思いますけれども、農林水産部長から答弁をお願いします。

○**小原農林水産部長** 水産業でございますが、確かに御指摘ありましたとおり、東日本大震災津波前後で組合員数も大きく減るなど、いまだ収入、所得が回復していないということが極めて大きな原因であろうと思っております。昨日本会議でも御答弁いたしました漁業に対する新規就業者につきましても、結局、大きな被災を受けまして回復していないことから落ち込んでいると。また、継続している割合も農業に比べて低いと。これは、一つは農業の場合には、いわゆる親元に、自分の土地に戻ってくるといったようなのがありまして、林業、水産業に比べては若干高いということもございますが、しかしながら一刻も早く漁業によりなりわいを立てるということが、いずれこれが近道だと思いますので、ただいま委員からお話、御質問、御指摘をいただきました趣旨をしっかりと受けとめまして、新規就業者の確保、育成に努めてまいります。

○**高田一郎委員** 新規就業対策、しっかりと取り組んでいただきたいと私からもお願いしたいと思います。

それで、収入を上げるためには、販路が消滅している問題とか風評被害対策、価格対策もしっかりと取り組んでいかなければならないと感じました。ある漁業協同組合に行きますと、生のワカメの価格が1キロ72円、原価割れです。採算ベースが105円とお聞きしますけれども、物すごく原価割れしているのです。そして、岩手日報に報道されたように、重茂漁業協同組合の組合長が、関西との取引が多かった昆布の収入が震災前の3分の1だと言っています。こういう状況です。生産基盤が確立しても、この問題を本当にやっていかないと、漁業協同組合の経営安定対応、本当に大変と思うのですが、価格がここまで落ち込んでいるという実態、具体的に現状はどのような状況になっているのですか。

○**五日市技術参事兼水産振興課総括課長** 確かに平成23年、東日本大震災津波の年には生産量そのものがなかなか確保できないということで、生での換算ですけれども、1キロ当たり140円ぐらいであったものが、昨年度は70円程度まで下がったということは実態としてございます。その原因といたしましては、原料を確保しようとした加工業者の方々が値段を高くつけなければ入手できないという部分が平成23年にはあったものと思われまますし、それらを全体としてさばいていく中で、加工業者の方々の経営の中でいろいろそういう単価がついてきた、あるいは安くなってきたものと思っております。いずれPRし、販路を開拓しながらということも必要でありましょうし、加工業者の方々のお話を聞きながら対応していくことも必要だろうと思っております。

○**高田一郎委員** 現在は、価格が物すごく下落しているという問題と風評被害です。

もう一つ、水産加工業の人手不足です。商工労働観光部になるかもしれませんが、水産業の人手不足というのは本当に深刻で、特に水産加工会社を回って感じるのは、一番深刻なのは、この時期のいわゆる季節労働者というのですか、これが一番深刻だというの

です。ところが、今そういった労働を担っている方々が仮設住宅に住まざるを得ない、高齢化の中で幾らバスを出しても、給料を少し上げて人も集まらないというのです。対策のしようがないということなのです。どのように受けとめているのか。現場では対策なしという中で、でも解決しなければならないという問題があります。県として今後の大きな課題だと思うのですけれども、どのような受けとめや解決しようとするのか、県としての考え方を示してください。

○五日市技術参事兼水産振興課総括課長 今委員おっしゃいましたとおり、確かに加工場の人員が非常に不足しているということは伺っておりますし、さらに何とかして加工したいというお話も伺っております。いずれそれに対する特効薬そのものがない部分もございますので、即それに対して解決できる方法というの現在ありません。以前ですと各加工場を希望者の方々に見学会をしていただいたり、そういうこともやまして、中には加工場に就職していただいた、あるいはパートとして入っていただいた方もございます。いろいろできる対応を現地と一緒にやって対応していきたいと思っております。

○高田一郎委員 最後になります。特効薬がないというのはがっかりしました。やっぱり漁業協同組合関係者やさまざま関係者が連携して知恵を出して対応していただきたいと思っております。少なくとも特効薬がないなんて答弁しないように。

それで、何か最近イオンの出店など時給1,000円ということで、労働力を確保するための競争ということがますます大変になってきていると思うのです。外国人労働者という話もありますけれども、現場ではできれば外国人労働者に依存しないで、地域で雇用を確保したいのだと。そうでなければ地場産業ではないのだという話も聞いて、本当にそのとおりだと思っております。それで、やっぱり省力化と新しい商品開発をしっかりとやって、販路を拡大して利益率を上げて、待遇を改善するしかないと思うのです。そこにどれだけ知恵を絞って努力していくかだと思うのです。その点での従来になかった対応をやっていくべきだと思います。その点について、どういう人的な体制と対応をやろうとしているのか。恐らくさまざまなことをやっていると思うのですけれども、改めてその点お聞きしたいと思います。

季節労働者を確保できないということもありますけれども、年間を通してそこに働けて、本当に高校生が魅力を持って働ける、そういう環境をつくるのが大事なのだとある社長が言いました、いう話をされました。本当にそのとおりだと思っております。水産加工業のイメージアップを図っていくと、壮大な、従来の発想を超えた対応が必要だと私は思います。その点についても含めて最後の質問としたいと思います。

○五日市技術参事兼水産振興課総括課長 特効薬がないという言い方は失礼いたしました。

今おっしゃられたような加工場そのものの対応については、昨年度から高度衛生品質管理の地域づくりということで、衛生管理を徹底して、新しい商品を開発し、選ばれる産地を目指していこうという取り組みを、事業も起こして現在進めているところでございます。この3月に宮古地域を皮切りに、宮古市、洋野町、久慈市で産地として衛生管理に積極的

に取り組んでいこうと、市場から加工場、販売のルートまで一貫して衛生管理に取り組もうという対応をさせていただきます。その中で、例えば加工場であれば新たな加工品づくり、あるいは工場としての衛生的なHACCP対応の工場になるような取り組みなどをしておりますので、こういう取り組みを通じて選ばれる産地になるように対応してまいりますし、その中で加工業者の方々にも力をつけていただき、従業員の方々が安心して入ってこれるような体制づくりも進めていきたいと思っております。

○渡辺幸貫委員 先ほど喜多委員が南畑地区事業の話をしました。この岩手県農業公社の中で、随分金額も大きいという話をされました。本当にここは売れるのですか。私が知っている範囲では、とてもとても無理なのだと思うのですが、もう一度お答えください。

○高橋農業振興課総括課長 南畑地区の農地でございますけれども、宅地つき農地ということで売買を開始してございます。委員がおっしゃるとおり、厳しい状況にはございますが、やはりPR等をしていると若干の買い手が見つかっているという実態も一方にはございます。いずれにしても努力して、今後売れるように努力をしてみたいと考えております。

○渡辺幸貫委員 私、昔行ったのですが、何年前だかもう忘れましてくらい昔なのですが、それで売れなくて、しょうがないから土壌改良で上に土をまいたと、それでもそこは表土が流れて何も育たないと。入植した方にお話を聞いたら、俺はこんなところ買うのではなかったと、冬になったら道路すら雪は積もったままで、冬はうちに帰るのだと、つまり神奈川県とか向こうへ帰るのだと。だから、本当にこういうことで、この事業が進んでいいのだろうかとか心から思ったのです。今は、今言ったようなことが全てクリアされて、土壌改良もしっかり、表土は10センチ、20センチではなくて50センチも新しい客土をしてやって、そしてすばらしくなったとか、道路の雪は払って、いつでも行けるような状態でありますとか言い切れるのなら売れるだろうと思うけれども、現実はそのようなのではないかと心配をしているので、現状を教えてください。

○高橋農業振興課総括課長 土壌改良につきまして、当初入植された方々からそういった苦情があるというのは、私自身も承知しているところでございます。それで、新たにこれまでに入った方々の畑については、岩手県農業公社でも実証圃をつくりまして、そこで畑をちょっとずつ改良して、非常に地元の方からもこれぐらい畑は変わるのだなという評価をいただいております。少しずつ作物に合っ、堆肥等も入れながら対応していくといいということは御理解いただいております。

なお、新たに入る方につきましては、入植する際に土壌改良して引き渡すという対応をさせていただきます。

あと除雪の対応でございますが、苦情110番、いわゆる窓口を役場にきちっとつけまして、そういった苦情に対応できるように昨年度から対応させていただいております。

○渡辺幸貫委員 これを見ていると、農地中間管理機構としてもこの事業があるのだと

ということになると、耕作放棄地などもしっかりもう一回引き受けてやっていくのだということなのだろうと思うのであります。岩手県農業公社に渡す土地を、例えば前だととても負債が多くて、誰も引き受け手がなくなったものを引き受けているようなところもありはしないかと、結構多いのだと私は思っているのです。ですから、その辺どういうふうに通託をしてその処理をしようとなさっているのか。悩みもちょっと聞かないと、何か努力していることだけ見ていると現状が我々もつかめないと思うのです。その辺の実際に土地の取得なり何なりの運営状態と申しますか、その辺を聞かせてください。

○高橋農業振興課総括課長 いわゆる長期保有にならないような対応をしようということで、いずれ新たに始まります農地中間管理事業につきましては、その地域の話し合いである程度担い手の確保が見込まれる、あるいは誰が見ても使えるようなところをまずは優先して借り受けするという形でいきたいと思えます。長期保有は所有の話でございますので、所有の部分につきましても農地中間管理事業の特例事業として来年度から新たに実施されるわけですが、その処理をする際は、いずれにしてもしっかりと相手が見つかったものについての仲介をしていくという形をとりたいと考えてございます。

○渡辺幸貫委員 そこで、ここだけでそれを運営できるのかと。農業委員会なり何なりからその辺は手足になってお世話になって、そしてやれるのだったら何となくわかるような気がするけれども、岩手県農業公社だけで、政府の言うところのすばらしい構想のもとに農地中間管理機構が機能するとは私は思えないのですけれども、具体的にどういうふうにしてやるのかを遂げるのですか。

○千葉担い手対策課長 農地中間管理機構についての今後の取り組みということでございますけれども、当然ながら県内全域を農地中間管理機構のみではなかなか難しいということで、岩手県農業公社で、県内各地域に農地コーディネーターを配置いたします。今現在県内 13 カ所、13 名ほどの配置を予定してございますが、それぞれの県内市町村、旧振興局単位程度を考えているわけなのですが、それらを管轄する市町村、こういったところで広域的なマッチング等についての指導、助言等を行うとかそういう対応をすることで考えてございます。

それから、農業委員会につきましても、それぞれの農業委員会で今後貸し手、借り手、それぞれの農地の状況につきまして農地台帳をしっかりと農業委員会で管理をしておりますので、情報等の提供等を行って、連携を組みながらそれぞれの役割を持って対応していくと考えてございます。

○渡辺幸貫委員 農業の状況はこれから厳しくなると思うのですけれども、農地を受け入れるときの値段、それを誰かに手渡して大いに頑張ってもらおうという趣旨のもとに渡すときの値段、私はその差がどうしても出てこざるを得ないのだと。差が出なければいいです。出さないようにすると南畑地区事業みたいな事件が起きてくるのだと思うのです。その辺は、どういうふうにかこれからの農業の見通しと岩手県農業公社の働き方——放射能のときは大変お世話になりそれは高く評価するのですが——ただこういう農地の移動とかそ

うということについては非常に難しいのではないかと私は思うのですが、どうでしょうか。

○高橋農業振興課総括課長 岩手県農業公社が農地中間管理事業の特例事業によって農地を取得する際に、いわゆる含み損と申しますか、損が出るということをご理解してございまして、受け手側との十分な価格の調整もして契約を結ぶということで対処してございますので、大きな損失というものを招かないように努力しているところでございます。

○渡辺幸貫委員 それは、受け手側に対してもどの辺までどういうふうにして契約か何かできちっとやってこうするのだというのまでやられるというニュアンスに聞こえるのですが、どこまで確約というのですか、そうやって受け入れているのですか。

○高橋農業振興課総括課長 事前に相手方を探している際に、そういった架空の条件みたいなものをあらかじめ情報を提供しながら相談をしていると聞いてございます。

○渡辺幸貫委員 相手方が見つからなければできないと。

○高橋農業振興課総括課長 要するに、相手が欲しいと言っている農地を買って、あるいは仲介の状態でも岩手県農業公社がやるということでございます。

○渡辺幸貫委員 農地中間管理機構でうたわれたものが、耕作放棄地等も受け入れますと、そしてどこも引き受け手がないときには研究機関のようなところで家庭菜園とか、多用途なものまで受け入れて耕作放棄地をなくすのだというのが政府の最初のPRでした。岩手県の場合には、私はそういう土地は余らないと思っているので、耕作放棄地をどういうふうにしてやるのかということだけにしかすぎないと思うのだけれども、今相手先を見つけてやるということになったら、農地中間管理機構は本当に機能するのかというのを私は心配するのですけれども、そういう辺は心配ないですか。

○高橋農業振興課総括課長 私の説明が大変不足していたせいで誤解を招いたかもしれませんが、売買の部分だけちょっとお話をさせていただいたところで、借り受けの部分について、全ての農地を引き受けるということを事業の業務規定にうたっているところではございません。どうしようもない場所を借りて、逆に経費だけをやるという状況は好ましくはございませんので、そういったところは借り受けませんが、やはりここ中山間であるとか、ここは何か頼みたいというところは一応リスト化しまして人を探す、公募して探すことをして相手方を見つける努力もしていくということで対応していく考えでございます。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、8月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査

事項については、岩手県における6次産業化の取り組みについてとしたいと思います。また、次々回、9月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査事項については、いわての森林づくり県民税事業についてとしたいと思いますが、これらに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたします。なお、詳細については当職に御一任願います。

次に、委員会調査についてお諮りします。7月に予定しております県内・東北ブロック調査についてでありますがお手元に配付しております平成26年度農林水産委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

詳細は追って通知いたしたいと思いますので、御参加をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。